

「高齢者の身元保証等に関する調査（行政相談契機） －入院、入所に係る支援を中心として－」を開始

関東管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の課題等を取り上げ、行政運営の改善を図るため、「地域計画調査」として、独自に調査を企画し、実施しています。

令和3年10月から、当局及び東京・神奈川行政評価事務所において、標記の調査を開始します。

この調査は、一人暮らしの高齢者が年々増加する中、入院や介護施設等への入所の際に、「身元保証人がいなくて困っている」といった相談が当局の行政相談窓口等に寄せられていることなどから、**身元保証人等がない高齢者が、入院・入所の際にどのような支援を受けているかなどの実態を調査し、関係行政の改善に資するとともに、ガイドブックの作成等を通じて有益な情報の共有を図ることを目的に実施**します。



<本件照会先>

総務省 関東管区行政評価局 評価監視部
第4評価監視官 只野

(電話) 048-600-2332

(FAX) 048-600-2337

本資料は、関東管区行政評価局のホームページに掲載しています。
<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/kanto08.html>

高齢者の身元保証等に関する調査（行政相談契機）-入院、入所に係る支援を中心として-

調査の背景等

○ 「2019年 国民生活基礎調査」では、**全国の一人暮らしの高齢者は約737万人**で、その人数は増加傾向

○ 同調査では、関東甲信越地方の一人暮らしの高齢者は約276万人（全国の約4割）

特に東京都、神奈川県、埼玉県などの人数が多い。

○ 一人暮らしの高齢者の増加に伴い、**入院や施設への入所時などに身元保証人等を立てることが難しい高齢者も増加**すると見込まれている。

○ 厚生労働省は、病院や介護施設等は、身元保証人等がないことのみを理由に入院・入所を拒否してはならないと通知。また、医療機関用のガイドラインも作成

○ しかし、その後も、**当局の行政相談窓口では「入院時の身元保証人がいなくて困っている」などの相談**を受付

○ 医療機関等でも、入院時に必要な書類として、身元保証人等に関する書類をホームページに掲載しているところが多く、**身元保証人等がない者への対応は課題**とみられる。

この調査では、身元保証人等がない高齢者について、

- ・ **医療機関や介護施設等における入院、入所時の対応**
- ・ **行政機関等における入院、入所に係る支援**

などの実態を把握

身元保証人等がない高齢者が安心して入院、入所するために、**効果的な支援事例等を収集・整理して情報提供**することを検討

（注） 本調査の「身元保証人等」とは、医療機関や介護施設等で慣習的に用いられている、いわゆる「身元保証」（保証人、身元引受人、連帯保証人など）を指します。

主要調査項目

- 1 医療機関等における身元保証人等の取扱いの実態
- 2 医療機関等における身寄りがない高齢者への対応状況
- 3 市区町村等における身寄りがない高齢者への支援状況

調査対象機関

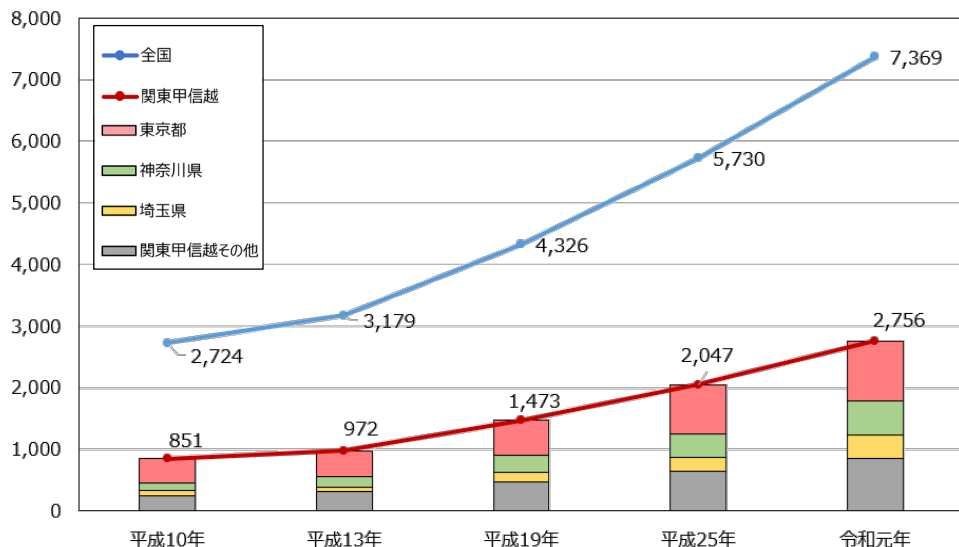
医療機関、介護保険施設、都県、市区町村、関係団体等

調査実施期間

令和3年10月～
令和4年1月（予定）

参考資料

1 一人暮らしの高齢者数の推移 (単位：千人)



(注) 厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づき当局が作成した。

3 関係法令

<医師法(昭和23年法律第201号)>

診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。(第19条第1項)

<介護施設に関する基準>

「指定介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「指定介護療養型医療施設」及び「介護医療院」のそれぞれについて、「正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。」とする厚生労働省令あり(人員、設備及び運営に関する基準)

2 当局の行政相談窓口寄せられた最近の相談事案等(例)

<行政相談の例>

- 先日、身元保証人がいないことを理由に入院を拒否された。
- 母親の入院手続で連帯保証人と身元保証人の2名を求められた。自分以外に保証人になれる人が見つからない。

<行政相談委員からの意見>

- 最近、高齢者の方から、身元保証人がおらず困っているとの相談を受けた。高齢者の身元保証人の確保について、公的支援制度の創設などを検討してほしい。



4 医療機関が「身元保証・身元引受等」に求める主な機能・役割

- ① 緊急の連絡先に関すること
- ② 入院計画書に関すること
- ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること
- ④ 入院費等に関すること
- ⑤ 退院支援に関すること
- ⑥ (死亡時の) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

(注) 厚生労働省「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(令和元年)から抜粋